

— 中西条地区まちづくりニュース —

平成20年度(第 4号)

発行日：平成 21 年 3 月

発行者：中西条地区 まちづくり協議会



中西条地区まちづくり協議

地区まちづくりの目標テーマが決まりました

平成 21 年 2 月 17 日(火)19 時 30 分より、本年度最後のまちづくり協議会(第 4 回目)が、会長及び役員 15 名の計 16 名の参加により開催されました。

まちづくり構想図、地区カルテなどについて検討を行い、まちづくり方針の根幹となる「目標・テーマ(案)」が、

～自然豊かで楽しいまち 中西条～

草谷川の自然にあふれる遊歩道や特徴的な地形を活かして歩いて楽しい中西条地区をつくる。

に決まりました。

まちづくりに関する方針(案)は 3 ページに掲載しています。おもな検討内容は以下のとおりです。

①建物の高さについて

建物の高さ(10m 以下)については、決めた場合守っていかねばならないので、専門的に検討して判断すべきとの意見から、平成 21 年度の協議会において確認することになりました。

②合併浄化槽について

公共下水の整備時期が明確でないため、浄化槽を設置して排水路の清潔さを確保することは必要と思われませんが、「義務付ける」は過度な要求と思われるので、「目標とする」に緩和した表現としました。

③外壁及び柵について

外壁の色については、周りの環境を考慮して、華美にならない色として提案していますが、



記号では判断できないので、平成21年度のまちづくり協議会で色見本により確認することになりました。

柵については、案のとおりとなりました。

④公共施設について

- ・グラウンドの整備

防災公園としての機能を持つグラウンドの整備を図ります。

- ・駐車場整備

H18年度モデル地区の検討においてはあげていましたが、公民館駐車場が整備済みであるので、削除しました。

- ・水路の整備

山裾の水路を自然の状態で維持管理し、散策できる道路（通路）を確保します。

- ・歩道の整備

幹線道路の歩道確保を追加しました。

- ・子供の遊べる公園の整備

集落周辺で子供の遊べる公園の整備を追加しました。

⑤その他

- ・協定道路について

まず、拡幅したい路線を決め、沿道の地権者と市が協定を行います。建築物の建替えの際に協定した道路幅を確保します。（仮舗装は、市が行います。）

協定した道路の全線の幅員が確保できた時点で、市が整備及び市道認定を行います。

平成21年度のすすめ方

前回のまちづくりニュースでも記載しましたが、平成21年度は、平成20年度で策定した「まちづくりに関する方針」や平成21年度に行う地権者の「土地建物に関する意向調査(アンケート)」の結果を基に、土地利用計画の策定やまちづくりに必要な建築物を建てることができる「特別指定区域」の案の作成を行い、市に区域指定の申し出を行います。

協議会等については、まちづくり協議会4回と総会1回を予定しています。

意向調査(アンケート)は第1回まちづくり協議会后(5月)、計画案の縦覧は第3回協議会后(9月)を予定しています。

総会(11月開催予定)で、計画案を決定し、市に申し出を行います。

申し出を受けた市は、田園まちづくり計画の認定を行い、特別指定区域の公告を来年3月に行う予定です。

■まちづくりに関する方針（案）

まちづくりに関する方針とは、地区の将来のあり方を示すもので、この方針を守っていくことにより、暮らしやすい魅力的な集落づくりを行っていかこうとするものです。

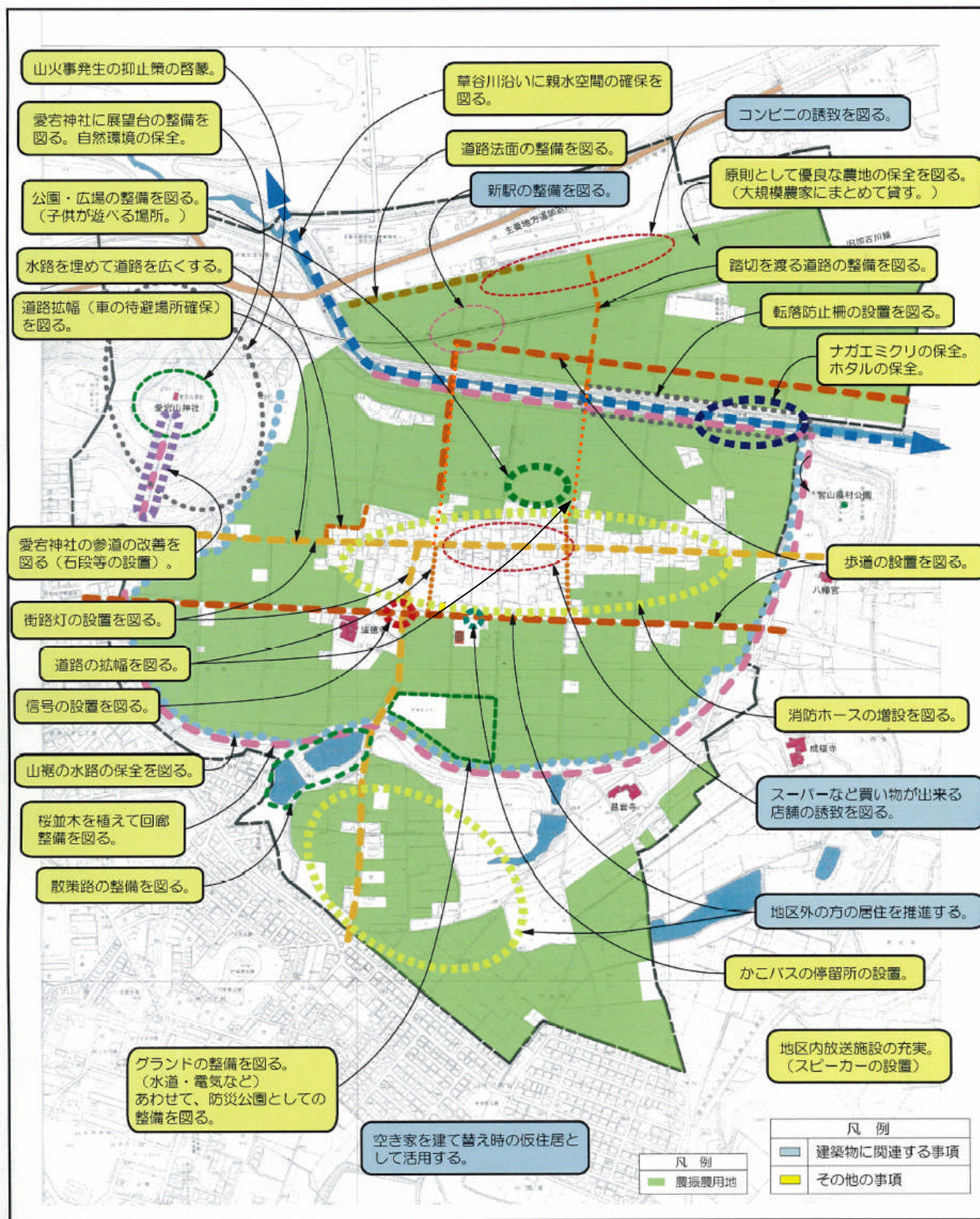
【計画の名称】		中西条地区まちづくり計画	
【目標・テーマ】		～自然豊かで楽しいまち 中西条～ 草谷川の自然にあふれる遊歩道や特徴的な地形を活かして歩いて楽しい中西条地区をつくる。	
【目標人口】		763人（平成7年のピーク時の人口）	
【課題と対応方針】	必ず作成	1. 集落環境の保全に関する事項	建築物の高さ：戸建住宅を中心とした集落環境を目指すため建築物の高さは 10m※1 以下とする。 汚水対策：新築時には合併浄化槽の設置を 目標とする 。
		2. 集落景観の保全・形成	外壁：色相R・YR系/彩度6以下、Y系/彩度4以下、その他/彩度2以下。色相Nは認める。土、木、レンガ等の自然系素材を用いる場合はこの限りではない。自然系素材には、人工材及び人工的な着色によって自然の色彩を再現した材料は除く。 垣柵：道路に面して垣または柵を設ける場合、すべて生垣にすることを目標とする。
		3. 公共施設の整備を図る取組み	道路・有効幅員4mを確保するため、道路整備協定に基づき中心線から2.17mのセットバックを行ない、道路を拡幅整備する事を目標とする。 ・市道については、道路改良により歩道の整備を図ることを目標とする。（まちづくり構想図の茶線）
		4. その他の施設の整備を図る取組み	・グラウンドの整備を図る。（防災公園） ・ 子供の遊べる公園 ・ コンビニ、店舗の誘致を目指す。※2 ・ 山裾の水路の保全を図る。 ・ 歩道の設置を目指す。 ・愛宕神社の参道の改善を図る。（石段の設置等）
	任意で作成	5. 安全安心対策	・防犯灯の増設を図る。 ・まちづくり協議会によるパトロールの推進。 ・消防ホースの増設を図る。
		6. 歴史を活かす取組み	・昔から続く行事、活動の継承・発展。
		7. 自然を活かす取組み	・ナガエミクリの保全、蛍の保全を図る。 ・山裾を基本に桜の回廊整備を図る。 ・ 中池、久保池 周辺に散策路の設置を行う。
		8. 地縁者の範囲	小学校区の範囲とする
【附図（まちづくり構想図）】		P-4	

※1：10mについては、平成21年度でイメージを示し、再確認し決定する。

※2：コンビニ、店舗、地区外居住者の区域等は、平成21年度協議会を進める中で調整を行う。

平成20年度

中西条地区のまちづくり構想図（素案）



(第4回まちづくり協議会協議内容修正済)